

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 119 条第 2 項及び第 121 条の規定に基づき、選挙における学校施設使用の個人演説会の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額を次のとおり公表します。

記

施設の名称	所在地	施設の程度						納付額	
		種別	入場可能人員 (人)	面積 (㎡)	照明		その他	昼間	夜間
					電灯	個数			
狛江第一小学校	狛江市和泉本町 1-37-1	全施設 体育館	800	922	400w	20	各施設 ・演台 1 ・マイク 1 ・椅子 200	建物 1 区画あたり 1,400 円	
狛江第三小学校	狛江市猪方 1-1 1-1		600	787	400w	24			
狛江第五小学校	狛江市東野川 1 -35-13		600	694	400w	20			
狛江第六小学校	狛江市駒井町 1 -21-1		600	700	400w	20			
和泉小学校	狛江市中和泉 3 -33-1		600	711	400w	20			
緑野小学校	狛江市和泉本町 4-3-1		600	787	400w	20			
狛江第一中学校	狛江市和泉本町 2-15-1		800	907	400w 80w	20 6			
狛江第二中学校	狛江市猪方 2-7 -1		700	827	400w	20			
狛江第三中学校	狛江市元和泉 1 -23-1		700	889	400w 80w	20 6			
狛江第四中学校	狛江市東野川 4 -1-1		740	946	400w 40w	20 8			

※使用後は、原状回復すること。